

銀年

銀座でわかる年俵

情報(第32号)



平成 30 年 9 月 28 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階

銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

<https://ginza-syaroushi.com>



年金受給開始年齢の誤解

1 自民党総裁選の公約

自民党総裁選として平成 30 年 9 月 20 日、国会議員による投票が行われ、安倍晋三首相（64）が連続 3 選となりました。

その後の報道として、「昨年 10 月の衆院選で公約した、給付と負担を見直す「全世代型の社会保障制度」に関しても、首相は会見で「3 年で改革を断行する」と改めて強調した。政権は消費税率を 10% へ引き上げた後の税収の一部を、幼児教育の無償化などに使途変更する方針だ。今後、年金受給開始年齢の引き上げなども視野に入る」というものがありました（9 月 20 日 YAHOO ニュース）。

2 安倍総理の説明

同日の NHK ニュースウオッチ 9 の「安倍首相に問う：何をを目指す」において、キャスターの有馬嘉男氏が年金の受給開始年齢を 70 歳にすることを問いました。

「それは違うんです。年金は 65 歳から受給できます。現在、70 歳まで受給繰り下げをすると 42% 年金額が増えます。65 歳以後も働ける環境整備をして、働ける方は 70 歳ではなくて更に 75 歳まで受給繰り下げができる制度にするということです」と釈明されていました。総理が 42% の数字まで把握しておられることには、正直、驚きました。

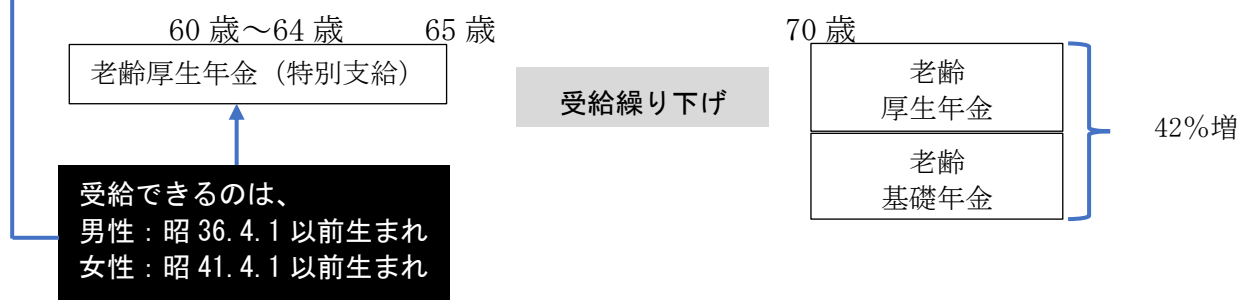
3 老齢年金の受給形態

厚生年金保険の被保険者期間を有する方では、年金受給開始年齢と受給繰り下げをめぐって誤解が多く見受けられます。国民年金法と厚生年金保険法という二つの法律から規律され、これに法律改正がからんでなかなか難しい事柄です。老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給形態（概要）は、図 1 のとおりです。

【図 1-1】基本的な受給形態



【図 1-2】70 歳まで受給繰り下げ



4 年金受給開始年齢と受給繰り下げ

ほとんど知られていないことですが、実は、昭和 60 年改正において、老齢厚生年金の受給開始年齢を 65 歳とし、経過措置として 60 歳から受給できることにしました。したがって、65 歳前に受給する年金は、「特別支給」の老齢厚生年金と称されます。現在、その受給開始年齢が順次引き上げられているわけです。国民年金（老齢基礎年金）は、昭和 36 年の制度発足時から 65 歳が受給開始年齢であり、間もなく厚生年金保険と国民年金の受給開始年齢がそろえることになります。

よくある誤解の一つが特別支給を受給すると繰り上げて受給することになり、減額されるということです。老齢基礎年金を 65 歳前に受給すると減額となりますが、特別支給は繰上受給ではなく、本来の受給であり不利益はありません。

よくある誤解の二つ目は、特別支給を繰下げするというもので、その制度はなく、繰下げは 65 歳からです（次項参照）。

5 受給繰下げ制度の概要

繰下げ制度を大胆に要約します。

- (1) 老齢年金の受給権者で 1 年を経過した日より後（基本的に 66 歳以降）に繰下げを請求できます。
- (2) 増額率は月 0.7%（5 年受給繰下げすると $0.7 \times 60 \text{ 月} = 42\%$ ）です。
- (3) 66 歳、67 歳と区切りのよい時期でなくとも 1 年を経過すればいつでも繰下げ受給が可能です。
- (4) 老齢厚生年金と老齢基礎年金それぞれにつき繰下げ時期を選択できます。
- (5) 加給年金額（配偶者加給年金、子の加給年金）は、振替加算は繰下げしても増額されません。
- (6) 繰下げしようとしていたところ、66 歳以後に 65 歳にさかのぼって、本来支給を請求することもできます。

6 繰下げ制度を想定した事業承継・生活設計

人手不足もあって、法人の役員でなくとも、65 歳以降に働いている方が珍しくありません。これからも増え続けることでしょう。

筆者は 80 歳まで現役が目標で、老齢年金を繰下げして、70 歳までは社会保険労務士業の収入を中心に生活をする想定です。体力が低下してきた 70 歳以降に繰下げによって増加した年金を柱にしようというわけですし、その頃、事業承継を見越して役員報酬を下げていくことをも構想しております。

法人では、役員報酬と年金受給の相談及び従業員からの年金相談を承っております。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp